

第90回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

令和元年9月2日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章		
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕	代表監査委員	樫本忠美
欠席者 (1名)	副町長	坪内頼男		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 2 号 下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）
日程第 5. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第 7. 議案第 17 号 佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 8. 議案第 18 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 9. 議案第 19 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 10. 議案第 20 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 11. 議案第 21 号 佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について
日程第 12. 議案第 22 号 佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
日程第 13. 議案第 23 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14. 議案第 24 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 15. 議案第 25 号 佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16. 議案第 26 号 佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17. 議案第 27 号 佐用町水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
日程第 18. 議案第 28 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 19. 議案第 29 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 議案第 30 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 21. 議案第 31 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 22. 議案第 32 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 23. 議案第 33 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 24. 議案第 34 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 25. 議案第 35 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 26. 議案第 36 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 27. 議案第 37 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 28. 議案第 38 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 29. 議案第 39 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 30. 議案第 40 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

- 日程第 31. 認定第 1 号 平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 2 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 3 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 4 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 5 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 6 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 7 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 8 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 9 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 40. 認定第 10 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 41. 認定第 11 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 42. 認定第 12 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 43. 認定第 13 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 44. 認定第 14 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 45. 認定第 15 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
日程第 46. 決算審査報告について
日程第 47. 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 48. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第 49. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 50. 委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 90 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集をたまわり、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

9 月に入りと言うよりも 8 月末から、めっきり涼しくなっております。秋らしくなっておりますけれども、九州地方においては、大変な災害に見舞われております。

佐用町においても 21 年水害、大変な目を皆さんされたと思いますけれども、今後、そういったことに十分気をつけながら議会改革にも励んでいただきたいと思います。

さて、今期定例会には、発議 1 件、報告 2 件、令和元年度一般会計補正予算案などの議案 24 件、平成 30 年度各会計決算の認定 15 件、同意 1 件の計 43 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られ

ますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長、挨拶をお願いします。

- 町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。9月に入りました。本当に、9月に入っても、まだしばらく、うっとうしい天気が続くというような予報が出ております。
- まだまだ、秋空が広がるのは先のようにすけれども、もう田んぼの稲もかなり色づいて、稲刈りが、刈り入れをしなきゃいけないというような時期を迎えているわけです。
- 昨年も同じように、この時期、秋の初め長雨になって、かなり田んぼで稲刈りができなくて、また、発芽をしてしまうというようなことで、かなりの被害が出たわけですがけれども、今年も昨年以上に、そういうような被害が発生するのではないかなというふうに心配をしています。
- 今年は、稲のできもよく、非常にきれいな豊作になるのではないかなというふうに期待をされておりましたけれども、ちょっと心配をしているところであります。
- 昨日、9月1日が防災日のということで、今年は、防災訓練、毎年各地でいろいろとされていますけれども、県の総合防災訓練が、昨日、たつので開催をされました。議長と一緒に、そこに参加をしておりましたけれども、今年も先ほど議長御挨拶のように、九州北部、あれだけの雨が降って、佐賀県のほう、特に有明海の一番根っこといいますか、奥に当たります大町あたりが、かなりの水害が発生をしています。
- ああして工場が、あの辺、あんなところに、そうした鉄工所があるんですね。油というのは、鉄工所で焼き入れをする、それを冷やす、冷却するための油らしくて、大きなプールみたいなところに油がたまっていて、そこに焼いた熱い鉄を、多分、そこで入れて冷やすんでしょ。だから、非常に汚い油だと思います。そういう物があれだけ流れ出て、さらに大きな被害が出ております。本当に、あの始末というのは大変だと思いますけれども。
- ただ、私たち兵庫県のほうにおきましては、去年は、7月に大変な雨が降りましたが、今年も台風も10号もお盆をちょうど直撃をして、大変心配しましたけれども、ほとんど雨風もなく、被害らしい被害は、今のところは発生をしておりません。
- ただ、このように、今年のずっと秋雨前線が、前線が活発で、どこに雨が降るかわかりませんし、降りかけると、そこに集中して線状降水帯という形で、大雨になるという傾向が非常に強いですし、また、台風もこれから、いよいよ本格的なシーズンに入ります。
- こうした気候変動の中で、災害に対しても、まだまだ、このまま何もなく平穩に済ましてくれるということはないと思いますので、それを覚悟して、十分に警戒しながら、これから、また、職務に当たっていきたいと思っています。
- さて、9月定例会には、先ほど議長からご案内いただきましたように、たくさんの議案を提案をさせていただいております。
- 特に9月議会、例年、前年度の決算の審査、また、認定をいただくということで、今年度におきましては、平成最後の30年度の決算の認定をお願いをしたいということで、十分、それぞれ慎重にご審議いただきたいと思っております。
- 決算につきまして、決算書の議案を提案させていただいてから、今朝、議案の修正という、本当に申し訳ない間違いがありまして、修正をさせていただきました。お詫びを申し上げます。
- 財政の健全化比率において、実質公債費比率4.3というような数字が出ていて、私も、一気にまた、改善がされたので、これはいいことなので、よかったなと思っていたんですが、数字上の間違いが発覚して、急遽、計算をし直しました。
- 4.8というのも、県下の41市町の中で13番目ぐらいに当たるかと思っております。県下それ

ぞれの市町、それぞれの財政運営に、非常に毎年苦勞しながら運営をしているわけですが、この財政の健全化比率を見ても、かなり格差が出てきております。毎年、全体としては、財政比率よくなってきているというのが傾向だと思うんですけども、ただ、厳しい状況で運営されているところは、なかなか改善がされていない。まだ、18を超えるような市、町もあります。

そういう中で、佐用町におきましては、こうして合併以来、財政の計画的な基盤をしっかりと整えながら運営をしていくという方針の中で、毎年、少しずつですけれども、財政状況も、きっちりと安定した形で健全化を行ってきておきまして、今後も、この今現在の財政状況を、しっかりと維持をして、運営をしていきたいと考えております。そういう面においても、決算審査の中でも十分議員各位からの、それぞれの、また、ご指導なり、ご意見を賜りたいというふうに思っております。

9月24日までの会期でございます。それぞれ慎重なご審議いただき、適切な結論をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第90回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、副町長より病気入院中のため、欠席の届けがあり受理しておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。6番、廣利一志君。7番、竹内日出夫君。

以上の両君にお願いします。

日程第2． 会期決定の件

議長（山本幹雄君） 　　続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。

行政報告であります、報告事項がない旨、連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（山本幹雄君） ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以降の議案朗読を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．発議第2号 下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第4、発議第2号、下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）についてを、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今、上程していただきました下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって説明とさせていただきます。

下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）。

佐用町では、平成3年度に兵庫県が提唱した「生活排水99%大作戦」に基づき、平成4年度から旧上月町久崎地区において下水道の建設に着手し、各地域において整備を進め計画していた全て施設については概成している。

現在、汚水処理の効率化が課題となり、処理場の統廃合と汚泥集約処理について検討し取り組んでおり、同時に汚水処理の効率化において基幹施設となる施設の改築計画を策定し、計画的に改築更新を進め、将来にわたって下水道施設を維持できるよう取り組んでいる。

このような状況の中、国の平成31年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配備され、老朽化した汚水処理施設への国庫補助が削減されているところである。

今後も削減が続くと、一般会計繰入金が増額や下水道使用料の増額改定により必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時において、汚水管の破損による汚水の流失や道路陥没の発生、さらに汚水処理の機能停止によるトイレの使用停止などの事態が発生し、町民生活に重大な影響を及ぼす事態の発生が懸念

される。

さらに、南海トラフ地震や播磨地域を中心に大規模被害が想定される山崎断層地震など国難をもたらす巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況にある。

については、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、町民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害へ備えるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

1、下水道施設の改築に係る国庫補助制度の維持拡大を図ること。

2、下水道施設の老朽化対策や南海トラフ地震や巨大台風を初めとする自然災害に備える防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第 2 号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第 2 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 2 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第 2 号、下水道施設の改築に係る国庫補助の予算の継続と予算枠の拡大を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、報告第 4 号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第 4 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算における健全化判断比率 4 指

標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。平成30年度の数值は82億4,459万9,000円、うち、臨時財政対策債発行可能額が3億5,699万8,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率についてでございますが、普通会計の実質収支は9,278万9,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、普通会計をはじめ、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、4.8パーセントでございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、平成28年度から平成30年度、各単年度数值の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成28年度が6.7パーセント、平成29年度が5.1パーセント、平成30年度が2.8パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数值が改善し、将来負担比率はマイナス64.1パーセントとなり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先に申し上げましたように、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

委員（岡本義次君） 今朝がた、実質公債費比率が4.3から4.8に変更になりました。その場合、担当者1人がするのでなく、読み合わせとか、チェック体制は、どうなっていますか。総務課長。

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） まことに申し訳ございません。

財政担当は、財政室長がおりまして、その下に主担当2人おるわけでございます。そのうちの1人が予算決算関係と、この健全化判断比率を担当しております。もう1人は、起債関係等を担当しておりまして、2人でお互いに助け合いながらやるわけなんですけれども、今回、本当に申し訳ないです。元利償還金のうち、利子の分が丸々抜けておったということで、今後、一層チェック体制を強化して、お互いに、こういった本当にケアレスミスをなくすようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） ほかないですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） ちょっと、議案の数字の内容説明、今、提案説明のほうで、標準財政規模等の提示もあり数字的なところは理解できる部分もあるんですけども、傾向として、実質公債費比率、先ほども説明がありましたけども、ここ過去5年間、平成26年から言えば、平成26年が9.7以降、8.8、7.6、6.6、それで本年度の4.8というふうになっています。

単年度の説明も先ほどありましたけども、6.7、5.1、そして本年度の2.7と。

感覚的に理解はできるんですけども、標準財政規模等を勘案すると、大体規模的にはあまり変わらず償還なり公債費の関係で増減していくと。

過去4年間、5年間を見ると、大体1ポイントずつ良化していっている状況の中で、今年、大幅に2ポイント数字のほうが変わってきていると。

ちょっと、決算資料なんかの財政概要の資料も含めて、少し細かな説明、なぜ過去に比べて大幅な良化することができたのか。数字の変遷ですね。それについて、説明のほうをお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 実質公債費比率につきましては、ご承知のとおり3年度の平均でいくわけでございます。

この実質公債費比率というのは、公債費、定時償還の元利償還金の標準財政規模に占める割合を、それぞれ単年度で計算して、それを単純に平均するわけでございますけれども、前回の平成29年度が6.6で、今回4.8ということで2ポイント下がっております。

前回は、平成27年度、平成28年度、平成29年度の平均をしたわけですが、それぞれの単年度の数値が平成27年度が8.1、平成28年度が6.7、平成29年度が5.1ということで、平均が6.6になるわけでございます。

今回は、平成28年度が、先ほど町長が言いましたように、順番に6.7、5.1、2.8ということでございます。ですから、3年度平均、平成27年度の8.1が、そのまま30年度の2.8に置きかわるということで、当然、その分の差額、5点何パーセントですか、約パーセントですね、それを3で割ったものが2になりますから、その分下がるということでございます。

その原因というのは、定時償還の額なんですけれども、平成27年度が15億1,700万円ということでございました。今回の平成30年度が13億2,700万円ということで、この定時償還の元利償還金の額が、これだけ減ったというのが、そういった比率の減少につながったということでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6、報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。
教育長、浅野博之君。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別添報告書のとおり提出いたします。

評価に当たりましては、平成27年度から令和元年度の5カ年間の計画期間とする第2期佐用町教育振興基本計画に基づき、6つの重点目標に関わる25の重点施策と、68の具体的施策について実施をいたしました。

評価方法は、全小・中学校及び行政担当課がそれぞれに該当する項目を4点から1点で採点し、その合計点を100点満点に換算したものを、さらに、A・B・C・Dの4段階評価に置きかえたものです。

評価基準は、90点以上を「目標を上回った」としてA評価とし、70点以上89点以下を「ほぼ目標どおりだった」としてB評価。50点以上69点以下を「目標をやや下回った」としてC評価に、49点以下を「目標を大きく下回った」としてD評価としています。したがって、数値を4段階評価に当てはめるため、1点の差でAからDの評価が左右されることもあり、評価結果はあくまでも傾向として見ていただければと思います。

評価結果の総括を8ページに記載しております。

25の重点施策については、昨年度と同様に全ての項目がB評価となりました。

また、68の具体的施策については、昨年度、多様な学習機会の充実の中のリーダーの育成がC評価でしたが、本年度はリーダー講習会、3回シリーズのまちづくりセミナーを実施しておりますので、3回実施したことからB評価とし、68項目全てがB評価以上の結果となりました。

また、各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び3人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興につながっているものと評価しております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

以上、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告といたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 1ページ、ここに「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」に

は、思いやりの心やふるさとの自然や伝統文化を大切に、生涯を通じて“ふるさと佐用”を愛する心を持ち、広く社会に貢献できる人に育ててほしい。こう謳ってあります。

AI、ITが発達して、人間は、そういう機械には勝つことが、なかなかできませんが、やはりそれに勝つことは、思いやりとか心だと思うんですね。ですから、そういうふうに、どういうふうな部分を力を入れてやられたんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、岡本議員言われるように、思いやりや、それから郷土愛を育むとか、そういった心は、やはりAIではできないことです。AIができるのは、統計的に分析した結果をすることであって、やはりAIを使うのも人間ですから、やっぱりそういった道徳的な心を養っていくことが教育の中では、一番大事なことではないかと思しますので、ふるさと意識を醸成するとか、それから思いやりの心を育てるとかというのは、やはり一番重要なことだと思って教育を進めております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 4ページの協議報告事項となっております、読書活動推進計画とか、学校施設整備関係、セクハラ等指針、そういうふうにやりましたと書いてありますが、これらについては、本を少しでも多く読むようにしたり、そういうセクハラとかいじめとか、そういうふうな関係については、どうだったんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 読書活動については、図書費をそれぞれ学校には分配しておりますので、それに従って、各学校では図書の本を購入したり、あるいは、図書館と連携をし、読み聞かせなり、それから、貸し出しもしていただいておりますので、本に関しては、割と充実した環境にあるのではないかと考えております。

それから、セクハラ、パワハラですが、それぞれ、各学校にも相談の担当者を設けております。それから、教育委員会にも、一応、そういう窓口は設けておりますので、校長なり、あるいは、そこ言いにくければ教育委員会なりという形になると思います。

教育委員会にも、一応、セクハラ、パワハラの指針は設けておりますので、それに従ってないように努めていきたいと思っておりますし、普段から、そういったことがないことを校長会を通じて指導はしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 本の読書もたくさん金かけてもらって購入したりしておりますけれども、それらの実績として、たくさん読むということについて、だんだん子供たちは、読んだ本の、そういうようなが増えていっておるんかということと、いじめについては、ここには、どうなのでしょう。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 安東生涯学習課長。

生涯学習課長（安東文裕君） 失礼いたします。

子供たちの読書活動の件なんですけれども、ちょっと年齢ごとと言いますと、ちょっと、ここできちっとは出ていないんですけれども、佐用町の図書館全体で言いますと、先般、お配りさせていただいております図書館年報にも書かせていただいておりますけれども、平成 29 年が総貸出数が 7 万 8,615 冊で、平成 30 年度が 8 万 5,085 冊ということで、約 7,000 冊程度は佐用町全体の図書館全体としては貸し出しのほうをさせていただいております。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほか質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） ああ、そうか。教育長。

教育長（浅野博之君） いじめのことについてですが、佐用町の学校には、いじめは報告としてはあります。

ただ、昔のように重大なということはありませんけれど、年々、県教委のほうも早期に認知するよというということで、各学校にも指導した結果、昔は嫌なこと言われたいうのを、学級指導で抑えていた分を認知したというということで、件数としては上がってきております。

だから、細かい、大小、重大なとか関係ないんですが、いじめとしては認知しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この報告書の形式のことでお尋ねしたいんですけど、1 つは具体的な点で、11 ページに、これ校正ミスだと思うんですけど、具体的施策で、平成 30 年、30 年となっているの、これ令和元年だと思います。それしか、ほかはちょっと、よう見つけませんでした。校正が必要だと思いますね。それはいいですか。

この報告なんですけど、平成 26 年の実績までは、いわゆる報告書、今、手元にある報告書に合わせて、予算も教育委員会の教育課の関係で、その年度の予算計上、金額であった

り、それを執行した内容なども具体的に明記してあったんですが、この前年度はなかったし、その時していないのであれなんですけれど、こういう報告書がついているほうが、私どもも見やすいんですけれど、なくしたというのか、やらないという理由。もし、なければ、また、つけていただきたいんですが。お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 失礼いたします。

この様式につきましては、これまでの様式は非常に見づらかった。

それから、実際に評価する教職員の方々の意向としても評価しづらいという点から、この様式に変えさせていただいております。

ということで、今後も、来年は、もう一度、この様式に従って、この評価のほうをさせていただいて、今、今年、本年度第3期の振興計画の見直しをいたしますので、その時に、また、そういったご意見も参考にしながら、新たな評価方法については、検討してまいりたいと考えております。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 13ページの「生きる力」を培うというところで、ICTの情報機器の積極的活用、目標に対してはB評価ですけれども、これ教科書も改訂されるということもありますから、ICTの活用というのは、今後、どういうふうにお考えでしょうか。

今年度は、目標は達成したということですが、今後の方向としては、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ICTの活用につきましては、昨年度より、いろいろとしておるんですが、想像した以上に使っていただいております。

今後も、そういったことは増えてくると思いますので、より効果的な使い方を研修して、活用していただければと思っておりますので、活用の促進を促していきたいと考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） まあ、そういうことでしょうか。

これが、導入される時に、職員の方の研修、今、教育長も研修もしてということありましたけれども、研修が、なかなか（聴取不能）に対応して、それから、夏休みとかに研修して生かすんだというふうなことでしたけれども、評価としては、職員の研修もできて、生かした、活用できたということですから、なかなか先生も新しい教科書に、教科書いうかパソコン使ってやる授業ですから、なかなか難しいというのがあったんですけど、今後、その先生の研修に対しても、それは対応できるような取り組みをされるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それは、それぞれ研修所なりで講座を開いて、活用方法については、充実したものを研修していきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） （聴取不能）の中で、この評価全体の中では出てないんですけども、私、一般質問の中でも職員の多忙化の解消について、前の教育長なんかにも出勤簿の、ある程度の明確化というのも上げられましたけど、職員の多忙化の解消については、どういう取り組みをされたのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 多忙化…、を推進しておるんですが、なかなか進まないのが現状だと思いますが、ICTを活用して業務改善を図るというのか、文書をつくるのを削減したりとか、それから、様式を共通化して、どの学校に行っても同じものが使えるとか、そういったことを中心しておりますし、それぞれ県からの指導がありますように、ノー会議デーを設けたり、ノー部活デーであるとか、そういったことで会議の縮小。それから、行事の精選等を進めておりますが、なかなか切りがない仕事ですので、例えば、ここまでやったからOKというような、例えば、学級通信にしろ、何回出せばOKなんかというのは切りがないですから、ある程度、教員の意識も改革していかなあかんというふうには思っております。

それから、こちらの業務改善と教員の意識改革を含めて、同時進行していけたらなと思っております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 6 番、廣利君。

6 番（廣利一志君） 若干、今の質問に関連をしますけれども、12 ページ、それから 14 ページですけれども、スクールアシスタントの配置事業、それから、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーの活用と配置ということなんですけれども、評価はここに出ておりますけれども、先生方の仕事のサポートと、その意味からすると、活用、それから配置について、いかがでしょう。今の多忙のところと、若干、関係ありますけれども、今後の配置のところも含めてですけれども、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカー等については、専門的な意見を聞けるということで、すごく教員としては助かっておりますし、そういったことで相談業務が自分 1 人や教員だけじゃなしに、業務的には軽減されているとは思いますが、今後について、スクールアシスタントについては、今、4 名おりますので、小学校については、統合があれば 4 校になりますので、各学校で 1 名ずつという形になると思いますので、今以上に活躍ができる場があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、スクールソーシャルワーカーについては、各学校を回っておりますし、各中学校単位で、あるいは小学校も 1 人おりますけれど、スクールカウンセラーがおりますので、そこと連携をとりながら、未配置校というのか、スクールカウンセラーがない学校については、そういったところを活用して、スクールカウンセラーなりソーシャルワーカーなりの活用ができるようには図っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） ソーシャルワーカーと、それから、カウンセラーについては、児童・生徒に向き合うというところで、専門性もあるというところについては理解をしておりますけれども、スクールアシスタントにつきましては、先ほど 4 名ということで、それぞれ 4 名の任務というのは、多分違うと思うんですけれども、同じですか。

要するに、先生に対する仕事のサポートということではないですかね。同じ任務なんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 基本的には、スクールアシスタントについては、同じ任務です。そのクラスとか、その学校に入って、気になる子や、特別な支援が必要であるという子にかかわるような形の支援をしております。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 23ページの社会の変化に対応する学校・園。

学校規模適正化ということで、小学校については、利神も三河についても、今年度について協議されるということが聞いておるんですけども、中学校についてもお伺いしたいんです。

教育委員会としては、小中学校の規模適正化、保育園も入れてですけど、そういうふうな計画も上げてあります。

その中で、小学校が規模適正化の協議が終わってから、中学校にいくと、今までは、そういう教育委員会の回答でしたけれども、三河についても、それから、利神についても協議が進められた中で、今後の中学校の適正化については、今現在では、どういうふうな方向というか、どういうふうな協議をされているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 先ほど、おっしゃるとおり、小学校の規模適正化が進捗した後に、中学校については検討するという事になってございました。

ということで、今現在の状況といたしましては、定例の教育委員会、それから、定例の総合教育会議、これは年2回ございますけれども、その中でも議題として提案をさせていただいて、皆様方の意見を聞いておるといった状況でございます。

これから、どういうふうな形で適正化を進めるのかということについては、検討してまいりたいと考えてございます。

10番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 12ページ、BからAになっている個に応じたきめ細やかな指導の推進。

その下の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用によってBからAよくなっております。

それは、今までは個別というのはしてなかった、することによって、その子供たちが、ちょっとわからない部分があつてきだしたとか、伸びてきたと、そういうような中身なんではないでしょうか。そこらへんについては、どうなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君）　　今までは、してなかったというんじゃないに、そういう個が増えてきたというのか、そういう個も個別の支援に入れてするとか、それから、指導計画についても、支援計画についても、よりたくさん個を増やしてきたという形で、目標以上のものが出たということで解釈しております。

〔岡本義君　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、岡本君。

9番（岡本義次君）　　そしたら、13ページの真ん中どこにあります、どっちもCですね。指導員の活用については、どちらもCでございますけれど、これらはどうなんですか。同じ状態で、Bに努力して、まだ、ならなかったというのか、そこらへんについては、どうなんでしょうか。

〔教育長　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君）　　C評価についての教科等の指導員の活用ということですが、それぞれ学校では、この教科等の指導員については、西播磨管内の優れた教諭が指導員になっております。その活用もあるんですが、それ以上に、各学校で研究指定とか受けていたら、大学の先生であるとか、それから、そういう他の分野での講師を招いてしておりますので、そちらのほうが、活用が多かったということで、例年と変わらず教科指導員については、こういう状況である。

ただ、まあ、していないから学校の教員の指導力が向上していないかと言えば、ほかの部分の研究推進であるとか、授業研究で講師を呼んでということで、カバーをしているということです。

議長（山本幹雄君）　　はい、よろしいか。

〔岡本義君　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、岡本君。

9番（岡本義次君）　　16ページ、一番上ですね、BからAになっています。この不登校傾向の児童生徒の早期発見とか、その下の分もスクールカウンセラー、その他の関係で連携することによって、よくなってきたと。その中で、そういうことの解消が、どれだけ進んだんでしょうか。

〔教育長　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君）　　早期発見・早期指導は、スクールソーシャルワーカーを有効に活用

して行っておるんですが、じゃあ改善したかと言えば、なかなかやっぱり難しい問題で、学校には行けてないけど、適応教室に、ちょっと行こかというような気持が芽生えたとか、そういった意味も含めて、スクールカウンセラーと連携しながら、より具体的な指導や支援が、少しずつ進んでいったという形で、学校ではA評価というふうに聞いております。

議長（山本幹雄君） ほか質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 4ページの教育委員会の主な活動実績の③審議内容のうちで、上側の丸のその他、要保護・準要保護の認定であるとか、括弧して幾つか紹介してありますが、件数が10件ということで、この10件の内訳ですが、それぞれどうなるのか。

その10件というのは、例えば、要保護、準要保護の認定の場合は、その審議したのを1件としてしているのか。対象者の人数をあらわしているのか。そのへんも含めて説明お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 失礼いたします。

ここの10件と言いますのは、要保護・準要保護の認定の件数ではございません。それぞれの項目ごとに1件と考えて、件数をカウントしております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） それぞれは、10件は何件ずつになるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） その内訳については、手元に資料は持ってございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 16ページの自然学校の充実のところ、町内の学校、それから町外の学校を迎え入れる町として、自然学校の充実というところで、確か、長年使っていた学校が13校が11校か何かに減っているということで、それは、特段の何か、今までずっと使っていたところが、変えないといけない理由というか、何かあったんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） この自然学校につきましては、町外の学校も、たくさん使っていただいておりますけども、数年前に観光バスとかの大きな事故とかがございました。それから、非常にバスの借り上げ料自体が上がってございます。そういったことから、敬遠されたというふうに聞いております。

平成29年度からでは、明石、川西、この2校が減ってございます。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） ページ、18ページの(2)重点施策、安全・安心な学校・園づくりの推進の中の取り組み事業で、枠内②登下校の安全確保、下から2つ目、各校における登下校路の安全確認ということで、評価はそのままなんですけれど、この登下校の安全確認の中で、最近、ブロック塀であるとか、廃屋、通学路のところ支障がないのか。あるいは、通学路の中の県道沿いの側溝であるとか、そういう具体的な安全確保の関係で、各学校への訪問をずっと定期的に教育委員会のほうでやっているということなんですけど、このへんは、具体的には、それぞれ各学校から上がっている要望なり、そういうことについての対応は、どうなっていますか。

この評価のあり方とあわせて、その具体的な対応について伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 学校から上がってきました要望等、また、こちらが特に、昨年でしたらブロック塀のことが問題になりましたけども、それらについて、可能な範囲で対処してまいっております。

昨年、三河小学校につきましては、ブロック塀の撤去、補強をいたしております。

以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 予算の関係もあろうかと思うんですけれど、十分、安全確保を必要とする問題について、その評価Bということは、まだ十分、100 パーセントできていないという意味に捉えたらいいんですか。まだ、今から課題として対応していくという、そういうことも含まれているというふうに理解させてもらったらいいんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そもそも、ここ評価自体が、非常にしにくいと思うんです。

全て、要望どおり完璧にできれば、当然、Aになろうかと思いたすけれども、予算の関係等々ございまして、Aにはなっていないけども、一応、要望については、その都度対処してきているという意味で、平均といいますか、おおむねできているという意味のBでございます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 21 ページ、一番上、さようマラソン&ウォーク、これについては、今、小中学校も希望者だけというような格好で走っていますけれど、私、思うんですけれど、けがや病気している人は走れない。しょうがない。そやけど、何もいない人は、1 番になろうと、50 番になろうと、100 番になろうと、みんな走れということで走って、体元気でなけると、世の中へ出て、仕事も、そして、勉強でも全部つながっておると思うんや。

ですから、そういうようなん、みんな走るというようなことが、教育長として、どのようにお考えですか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 強制的に全部出席させるということは、なかなか難しいことではないかなというふうに思います。それぞれマラソンだけじゃなしに、社会体育のほうで活躍している児童生徒もおりますし、そういったのを、そこを欠席して、こちらにという、町の行事であるから、できるだけ参加してほしいという学校側としての取り組みも進めておるんですが、なかなか、やっぱり後は、各家庭なり個人の判断になりますので、なかなか強制は難しいなというふうには捉えておりますが、呼びかけはっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 見よったらね、小学校の地元の人が 20、30 人のような感じでね、ですから、少しでも数が増えていくように。そして、運動することによって、汗をかき、そして、食べる物おいしく食べれるし、また、今、言うように、体が弱かったら、勉強も世の中で仕事もできんと思います。
ですから、そこらへんだけ、ひとつお願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 22 ページの(6)文化財の保護と地域活動のところでお伺いします。
ここには文言としてはあらわれてないんですね。南光の農村舞台を活用した子ども歌舞伎の上演など、それについては、この扱いが南光支所が中心になって、事務的なことであるとか、そういう役場のほうでは対応されているんですけど、教育委員会のこの報告書の中に全く触れられていないの、これまでも取り上げてはきたんですけど、その位置づけと、それから、小学校適正化ということで、この年度で三河小学校を閉校していく中で、子ども歌舞伎のあり方など、課題が残ると思うんですが、そのへんも含めて子ども歌舞伎についてご回答をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 子ども歌舞伎につきましては、子供の数が減っているということもあるんですけども、地元である三河の子供たちすら参加されていないという状況が現実にあります。

ですので、何とか、三河の子供たちには入っていただきたいという思いがあるんですけども、今の時代、ほかの社会体育であったり、文化活動であったりとかいうほうに、やはり個人個人の個々の考え方ありまして、そちらへ流れているというのが現状かなと考えております。

しかし、貴重な伝承文化でございますので、募集を全域に広めるとかいうことは、これから考えられるのかなというふうに考えております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡さん、これは教育委員会の評価報告書なので、評価についてなので、今のような意見は一般質問でもらったらと思います。

それ以外で、はい。13 番。

〔平岡君「それ以外じゃなくって、先ほどの関連なんですけど」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） まだ、指していません。指名していません。座ってください。
はい、13番、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） なので、先ほどのご回答を受けて再度伺うんですけど、歌舞伎の関係については、触れられていないということについては、どのように、評価の対象になってないという現在の位置づけなんですけれど、そのへん、私は問題だと思うんですけど、これからのあり方について、どんなふうにご考えておられるのでしょうか。

議長（山本幹雄君） だから、それは一般質問でしてください。評価の対象外ですから。
ほかありますか。

〔平岡君「問題やんか。それは、勝手に決めないでください」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） いや、だから、それは、一般質問でしてください。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利さん。

6番（廣利一志君） 多分、それは、未来伝承プロジェクトというのが、その今の三河の問題も中にはあると思うんですけども、折々で報告、あるいは質問をしておりますけれども、推移ですね、未来伝承プロジェクトの推移、多分、計画全体を確か今年度で計画案をして実行するということになっていると思うんですけども、今まで聞いておりますけれども、大きな動きとかいうのが、もしありましたら。推移も含めて。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 成果の課題のところにも未来伝承プロジェクトの件については、触れさせていただいております。

計画書自体は、平成29年度、それから平成30年度で、2カ年で計画書をつくるという計画でございました。で、計画書のほうが策定されております。

それに基づきまして、令和元年度につきましては、実際に実施していくというような、実施に移すという計画でございます。

議長（山本幹雄君） ありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．議案第17号 佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第7、議案第17号、佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、2 点ございまして、1 点目は、土地の使用のうち、使用の期間が 1 月（ひとつき）に満たないものについての使用料の額は、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額とし、その額が 100 円に満たない場合は 100 円とし、10 円未満の端数がある時はこれを切り捨てて得た額となるよう改正するものでございます。

2 点目は、携帯電話基地局及びこれに類するものの使用料については、これまで該当の規定がなく、公衆電話ボックスや電話柱などにみなすなどの方法により、使用料を決定をしていましたが、基地局にさまざまな形状があることから、現状の使用料が大幅に変わらないように配慮し、別表に、携帯電話基地局等として新たな項目を追加するものでございます。

なお、この条例は消費税法改正にあわせ、令和元年 10 月 1 日からの施行を予定をいたしております。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 携帯電話の基地局ですけど、今、佐用町の場合、どれぐらいこの関係する物、対象になる物があるんですか。伺います。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

平成 30 年度の実績で、7 件ございます。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号、佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 18 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8、議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、佐用町消防団条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、成年被後見人等であることを理由として一律排除するのではなく、条例に基づき消防団員としての資格を有するものは、消防団長が町長の承認を得た上で、消防団員に任用できるよう改正するものでございます。

以上、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げました。ご承認賜りますように、お願い申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 8 番、石堂君。

8 番（石堂 基君） ただ今、提案説明があったんですけども、7 条の文言の訂正については、提案説明の内容に含まれていなかったと思うんですが、その点について、説明お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 免職に関する部分なんですけども、免職につきましては、懲戒免職、分限免職、論旨免職がございます。

その中で、このたびにつきましては、懲戒免職という、一番重い処分にはなるんですけども、その部分に特定したということでございます。

議長（山本幹雄君）　　ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、全員です。よって、議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 19 号　佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 10. 議案第 20 号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第 9 に入ります。
日程第 9 及び日程第 10 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、及び日程第 10、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　ただ今、一括上程をいただきました議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、一般職非常勤職員における任用等の明確化を図ること、また、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するため平成 29 年 5 月に地方公務員法、地方自治法が改正をされ令和 2 年 4 月より、新たに会計年度任用職員制度が実施をされます。それに伴う条例制定及び条例改正でございます。

法改正の背景及び会計年度任用職員制度導入の趣旨につきましては、7月22日の全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、条例の主な項目につきまして、具体的に説明をさせていただきます。

議案第19号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますが、会計年度任用職員には、2つのタイプがあります。その1つは、1週間当たりの勤務時間が38.75時間のフルタイム会計年度任用職員。2つ目は1週間当たりの勤務時間が38.75時間未満のパートタイム会計年度任用職員でございます。

最初に、フルタイム会計年度任用職員の給与でございますが、給料と期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等各種手当となっております。今回の法改正による会計年度任用職員に対して新たに期末手当を支給することができるようになりましたので、佐用町におきましても、期末手当を支給する予定といたしております。初任給でございますが、当初は1級1号給に位置づけることとなります。その上で、職員として同種の職務に在職した年数及び民間企業等での経験年数を考慮し号給を決定いたします。また、一般行政職につきましては、正規職員の行政職給料表の1級を、技能労務職につきましては、技能労務職給料表1級を準用いたします。2年目以降は、毎年経験年数に応じた号給を加算することとなります。ただし、経験年数による号給の加算は、上限を設定をしております。一般行政職は31号給、技能労務職は、38号給までといたしております。

次に、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございますが、時間外勤務手当等各種手当に相当する報酬、フルタイム会計年度職員の給料に相当する報酬、通勤手当・旅費に相当する費用弁償及び期末手当であります。

初任給につきましては、フルタイム会計年度任用職員と同様の決定方法であります。ただし、給料に相当する1月（ひとつき）当たりの報酬額は、フルタイム会計年度任用職員の給料を勤務時間按分した額となります。

続きまして、議案第20号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、今回の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の改正でございます。

まず、第1条 佐用町職員定数条例の一部改正につきましては、非常勤職員をフルタイム会計年度任用職員に、臨時職員を臨時的任用職員に名称を改めるものでございます。

次に、第2条、佐用町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、分限及び懲戒処分を行った場合に、休職の期間を常勤職員であれば3年を超えない範囲といたしておりますが、会計年度任用職員については、任期が1年ありますので、任期の範囲内と規定するものでございます。また、分限及び懲戒処分を受けたことにより減給を行う場合については、パートタイム会計年度任用職員は、報酬を減額するというものでございます。

次に、第3条、佐用町職員の育児休業に関する条例の一部改正につきましては、制度的に会計年度任用職員には、勤勉手当は支給をされませんが、育児休業した場合にあっても、勤勉手当の支給対象から除外するものであることを改めて規定するものであります。また、育児休業から復職した際にも、昇給させることはできないという規定でございます。

次に、第4条、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、各条において給料表等を給料表に名称を変更し、非常勤職員とあるのを削除し、別表第1のうち非常勤職員報酬・給料表を削除するものでございます。

次に、第5条、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員は、常勤職員と同様に旅費を支給することを規定するものでございます。なお、パートタイム会計年度任用職員につきましては、旅費相当額を費用弁償として支払うこととなります。

最後に、第6条、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、常勤の職員と再任用職員は人事行政の運営等の状況を公表いたしておりますが、新たにフルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 議案第19号及び議案第20号について、当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今、議題としております議案第19号及び議案第20号につきましては、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

まず、議案第19号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第19号に対する質疑を終結します。

続いて、議案第20号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第20号に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第19号及び議案第20号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、議案第20号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11. 議案第21号 佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について

日程第12. 議案第22号 佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

日程第13. 議案第23号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第11に入ります。日程第11から日程第13については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第21号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定についてから、日程第13、議案第23号、佐用町特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第21号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定、及び議案第22号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定、並びに議案第23号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の制定は、いじめ防止対策推進法に基づき、第三者による調査委員会の設置と、その委員報酬額を定めるものでございます。

いじめ防止対策推進法とは、いじめが児童等の健全な成長及びその後の人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命・身体にも重大な危険を生じさせる恐れがあることから、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止のための対策を総合的に推進するため、平成25年に制定されたものでございます。

この中で、教育委員会は、いじめ重大事態に対処するとともに再発防止に資するため第三者による調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが定められております。また、報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると判断した場合は再調査を実施することができ、その結果は議会に報告することが規定されております。

今回制定する条例は、議案第21号が、教育委員会が設置する第三者委員会で、議案第22号が、町長が設置する第三者委員会になります。いずれも、委員構成は教育、心理、医療、福祉、法律等に関する知識経験を有する方で、利害関係がない方を弁護士会や医師会等から推薦を受け選任をいたします。

続いて、議案第23号については、第三者委員会の委員報酬額を定めるもので、報酬額は日額単価とし、額の算出にあたっては、本条例で定める他の委員会で、医師等専門職で構成された委員会の報酬額に倣い、第三者委員会の委員長を1万2,500円、委員を9,200円と定めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 議案第21号から議案第23号までについて、当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただいま議題としております議案第21号から議案第23号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

まず、議案第21号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について、質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第21号に対する質疑を終結します。

続いて、議案第22号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第 22 号に対する質疑を終結します。
続いて、議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第 23 号に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 21 号から議案第 23 号は、会議規則第 37 条の規定
により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、佐用町いじめ問題調
査委員会条例の制定についてから、議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報
酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、については、総務常任委員
会に付託することに決定しました。

日程第 14. 議案第 24 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 24 号、佐用町印鑑条例の一部を改正す
る条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、佐用町印鑑
登録条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部改正と、これに伴う印鑑登録証明事務処
理要領の一部改正が行われたことにより、佐用町印鑑登録条例の一部を改正し、本 11 月 5
日から施行するものでございます。

改正の主な内容につきましては、住民基本台帳法施行令の改正により、氏（うじ）に変
更のあった者は、申請をした方に限り住民票の記載事項に旧氏が併記される改正がされま
した。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領においても、旧氏を併記する申請がされた
方の印鑑登録、印鑑登録証明書にも旧氏を併記できるよう改正がされましたので、規定の
整備を行うものでございます。あわせて、平成 28 年 12 月から、総務省から印鑑登録証明
書に性別表記がなくても「差し支えない」との通知が出されておりますので、男女の別を
廃止するものでございます。また、印鑑登録証明事務処理要領に準じて、その他規定の整
備を行うものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
ここでお諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 15 分からいたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。
ここで教育課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 失礼いたします。

先ほど、平岡議員からご質問いただきました教育委員会評価報告書の 4 ページ、教育委員会で審議した内容の内訳について、回答させていただきます。

③の教育委員会会議の審議内容でございます。そのうちの、その他ですけれども、要保護・準要保護の認定、これにつきましては、4 件でございます。4 件といいますのは、4 日間あったということで考えていただいたら結構です。

それから、小・中学校教科書用図書採択については、1 件。

心身に障がいがある児童・生徒の適正修学が 1 件。

これで、6 件になりますけれども、これ以外に、ここには書いてございませんけれども、教育長の職務代理者の選任について。それから、乃井野陣屋門の文化財指定について。それから、平成 31 年度一般会計予算、また、西はりま天文台会計予算に関して意見を求めることについて。それから、教育長の辞職の同意についてなど、合計で 10 件となっております。

なお、要保護・準要保護の認定につきまして、審議した実際の申請件数は、合計で 32 人となっております。

以上、回答とさせていただきます。

日程第 15. 議案第 25 号 佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16. 議案第 26 号 佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 15 に入ります。日程第 15 及び日程第 16 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 25 号、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 16、議案第 26 号、佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 25 号、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 26 号、佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 25 号、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正するための法律による、消費税及び地方消費税の税率改定にあわせ、法定外公共物占用料及び採取料に関する規定を改定するものでございます。

最初に、占用の期間が 1 月（ひとつき）に満たない場合の占用料の額につきましては、別表第 1 により算出した額に、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額とし、その額が 100 円に満たない場合は 100 円とし、10 円未満の端数がある時はこれを切り捨てて得た額となるよう改正をいたします。

次に、採取料につきましては、兵庫県公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例に準じ、別表第 2 中、採取料のそれぞれの額を改正するものであります。

なお、この条例は消費税法改正にあわせ、令和元年 10 月 1 日からの施行を予定しております。

次に、議案第 26 号、佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先にご説明をいたしました、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例と同様に、道路占用料に関する規定を改定するものでございます。

占用料の額につきましては、占用の期間が 1 月（ひとつき）に満たない場合に、別表により算出した額に、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額とし、その額が 100 円に満たない場合は 100 円とし、10 円未満

の端数がある時はこれを切り捨てて得た額となるように改正するものでございます。

なお、この条例も佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例と同様に消費税法の改正にあわせ、令和元年10月1日からの施行予定をいたしております。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 議案第25号及び議案第26号について、当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としております議案第25号及び議案第26号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第15、議案第25号、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第25号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第25号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第25号、佐用町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第26号、佐用町道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 改正案の中で、電線共同溝の整備法と載ってございますけれど、この、今、電柱があつて、線だけ引っ張って架設するという場合、それもこの中に含んでおるといふふうに解釈したらいいんですね。そこはどうですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 架設ということで、これも含まれているといふふうに考えております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか。
ほか、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 26 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号、佐用町道路占用料の徴収等
に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 27 号 佐用町水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 17、議案第 27 号、佐用町水道及び簡易水道給水条
例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町水道
及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。
今回の改正は、水道法の一部を改正する法律の施行及び同法施行令の一部改正に伴い条
例を改正し、10 月 1 日から施行するものでございます。
改正の主な内容につきましては、水道法の改正より、給水装置工事事業者の指定につい
て、有効期間を 5 年とすることが法律に規定をされたことに伴い、更新時手数料の規定を
追加するものでございます。
以上、説明を終わりました、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 町長が、もう提案説明の中でおっしゃられましたけれども、水道法
の改正によってということですが、町内、それから町外の事業者、工事事業者のそ
れぞれの数と、それから、この水道法の一部改正についての肝になる一番のものは、水道
事業へのコンセッション方式を拡大するため、地方公共団体が認可を持ったまま民間事業

者に運営権を設定できるようにするということが、水道法の改正の主な点ですけれども、今回、5年間の更新制が認定されたと、導入されたと。その導入の理由は、何でしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、登録を、今、しております業者の数ですが、全部で84社ございます。町内が33社、町外が51社となっております。

次に、更新の導入の理由ですけれども、まず、新規登録が法律によって制定をされまして、新規の登録はされておりますが、それに伴いまして、休業、廃止等の更新がなかなかされていないというのが現状となっております。

そういった中で、事業所ごとに給水装置工事の主任技術者を置くということになっておりますので、そのへんのきっちとした施工をしていただくということから、5年ごとの更新ということで、国のほうで制定をされたものでございます。

10番（金谷英志君） わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 金谷議員の関連なんですけれども、水道法の改正によって、目的は、改正項目あるんですが、大きく5つあって、そのうちの一番最後に指定給水装置工事業業者制度の改善ということで、今回、この条例の改正に関連するところが出てきて、これまで無期限だったものが、新規登録から5年で更新をしなければいけないと。

この5年の更新時期に、今回、条例で出ている2万円という登録料ですか、この金額です。新規の場合は、従前から2万円ということになっているんですけれども、更新に当たっては、先ほど、担当課長のほうから説明があったように、手続き的には、当然、資格者の確認等が行えれば、従前、半永久的に可能だったものが、一応、その5年間のうちに、そういうふうな必要な資格者等の異動がないかどうかという確認する内容で、今回、更新制度が設けられていると思うんですけれども、そうした場合に、手続き的に、事業者の方からすれば、これまで新規の時に2万円であったものが、5年ごとに2万円は必要になってくると。その2万円という金額が更新の際に妥当なのかどうか。逆に言えば、2万円という金額を何に基づいて設定をされているのか、その点について、お伺いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） この2万円につきましては、水道法の改正に伴うものというふ

うに理解をしております。

ただ、この2万円の根拠というところにつきましては、申し訳ありません。手元に資料がございませんので、また、後ほど回答をさせていただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 再質問なんですけども、じゃあこの2万円を徴収することによってというんじゃないしに、今回の法律の改正の趣旨、先ほど申し上げましたように、この事業者制度の改善というところで、ある程度、厚生省が指針を出している中に、要は、良質な事業者の確保というものを念頭に置いてやっているわけなんですけども、その間に、その間にじゃないしに、その指定する側として、その事業者に対する更新時期の確認することが望ましい。あるいは、その更新期間中、更新期間中というのか5年間の間で、そういう事業者に対して、こちらのほう、事業主体、町のほうが、ある程度のいろいろな指導とかアドバイスとか、そういうふうなことを良質な事業者を確保するためにやっていくことが望ましいというふうに書かれているんですけども、徴収した使用料を財源として、そうした事業者の教育、あるいは研修、アドバイザーですね、こうしたものを具体的にやっていく予定は、現段階ではあるんですか。ないんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） 現在のところは、予定はしておりません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 石堂 基君。

8番（石堂 基君） これまで、必要なかったと言えば、事業者さんのほうは、確かに、そういうふうになってくるんですけども、やっぱり一定の金額を取りながら、ある意味、こちら認める側としても責任として優良な事業者を継続的に確保していくということを観点において、厚生省の指導なりもありますので、事業者に対する、そうした講習とか研修の定期的な実施ですね、それから、そういうふうな研修機会。これ各関係事業者においては、それぞれ有料ですけども、協会に属して、そこから適当な時期に必要なアドバイスなり、そうした案内をもらって資格の更新なりはされていますけども、町としてもやるべきことが、この厚生省の指針を読めば少し出てきているので、そのあたりも前向きに検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） 先ほど、今後の予定はないというふうにさせていただきましたが、今日の発言を参考に、今後、検討をさせていただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほど、この関係する今度の改正にかかわるところが84社、うち33社が町内。町外が51社ということなんですけれど、申請はしたけれど、実際に町の水道事業をやられているという方は、この該当者の中では、全員が全員じゃないですけど、関係者は全部事業者としてかかわられているのか、そのへん、いわゆるペーパー資格者とかいうものはないのか。そのへん伺います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） 84社の中で、実際に工事されているところかどうかということにつきましては、こちらのほうでは全てに渡って把握はしておりません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） あと先ほど、後ほど回答すると言われたんですけど、なぜ2万円なのかという根拠について、明らかにできないんでしょうか。
更新のたびに、新たに必要になってくるということなので、その点、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵逄典章君） 新たに、この登録の更新、5年ごとにということの大きな目的は、やはり水道事業者、今、課長報告しましたように、町内30数社、町外が50数社、これは町の管理しております給水管施設、そういう工事じゃなくて、各宅内配管といいまして、町の水道メーターから個人の部分について工事をする、そうした事業者を含まれているわけですね。

だから、実際に登録した方が、どれだけ工事をしているか。それは、なかなか町が把握

ができないということでもあります。

そういう中で、やはり登録だけしておいて、いつ工事をするかわからないけれども、まず1回登録しておいたら、それでいいんだと。その業者さんが、どんな事業者なのかも町としては何も管理ができない。それは、個人の責任の範囲なんですけどね、でも今、ご承知のように、町内で、いろいろなたくさん建物、住宅が、次々と建設されております。みなハウスメーカーさんとか、そういういろんなところの事業者が入って、それに伴って水道工事も、いろいろなところの事業者が来ていると思うんです。

やっぱり、そのあたり、しっかりとやっぱり事業者としての責任というものが、よく宅内で工事が、破裂をして、水道がものすごく水道量が、びっくりするほどメーターが回っていたと、配管が悪くて、水道、水漏れがあって、そういうことで減免をしてほしいとか、町のほうにも相談に来られるわけですね。

そういうしっかりとした責任ある施工を当然していただく業者さんを育成していかなきゃいけない。そういう人たちにも、そういう登録料を払ってでも、責任ある施工を、これからも続けていただくということの前提での登録、更新だというふうに、私は、理解をしておりますし、そういうふうと考えております。

ですから、その2万円の根拠を幾らと言われても、これは当初、こういう免許について、当初の申請について、2万円というのを、当時設定をして、それでやってきているわけがあります。ですから、5年ごとの更新ですから、新たに更新をする人もありますし、延長をする方もありますけれども、やっぱり5年ごとに、きちっと申請をしていただいて登録をしていただくという考え方の中での2万円ということが設定されたというふうに理解をしていただかないと、その根拠が幾らだと言われても、幾らかかるから幾らだというような、そんな算出はできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） そしたら、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 誤解がないように申し上げますけども、私、2万円の根拠を改めて答弁しろというふうなお願ひはした記憶がございません。

あくまでも2万円というのは何が基準やということで、新規の同額であると。ならば更新ごとに必要なこと、あるいは厚生省が求めているような内容については、町としてはやってみましょうねというお話をただけで、答弁というか、その詳細について求めた記憶はありませんので、よろしくお願ひします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、例えば、A社が水道工事なりとったと。そして、B社に丸投げで、B社に仕事させたと。そのB社についてはどなん。それ、同じように。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） まず、給水工事ですが、給水工事を行う場合に、町のほうに水道の工事の届け出をしていただくようになっております。

その届け出をしていただく業者が、今言われましたA社ということになっておりますので、その下請けとして何社かあったとしても、その総括として、その元請のA社がきちんと施工管理をされるというふうに、町のほうは考えております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号、佐用町水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 28 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 18、議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年 5 月 31 日に公布をされました。町条例は国の運営基準をもとにしていることから、今回改正された用語の整理と食事の提供に要する費用の取扱い等について一部改正するものでございます。

まず、用語の整理でございますが、子育てのための施設等利用給付が創設され、これまでの教育・保育給付と同様の手続きが設けられました。このため子育てのための施設等利用給付に関わるものとの区別をするため、条例中の用語「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を第

2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準では「教育・保育給付認定子ども」に、第3章の特定地域型保育事業者の運営に関する基準では「満3歳未満保育認定子ども」にそれぞれ改めております。

今回の条例の主な改正は次の2点でございます。

まず1点目は、食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございます。

食事の提供に要する費用のうち、主食費につきましては、白ご飯を持参していただき保護者に費用負担をしていただいておりますが、今回の法改正では10月からの幼児教育・保育の無償化の対象は保育料のみとし、これまで保育料に含まれておりました副食費は無償化の対象外として保護者から費用徴収することとなりました。しかしながら、佐用町におきましては以前より町独自事業として、第2子以降の保育料無償化を実施してきており、今回の国の制度どおりに実施をいたしますと、これまで無償であった保護者の副食費の費用が発生することとなるために、条例第13条第4項第3号ウに規定しておりますように、町独自施策として「副食費の徴収はしない」といたします。なお、幼稚園におきましては、これまでも第2子以降保育料無償対象の保護者も給食費として主食費及び副食費を徴収していましたので10月以降も同様といたします。ただし、法改正により年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童の副食費は無償化の対象となります。

2点目は、町長が認めた場合における連携施設確保義務の緩和及び免除でございます。

特定地域型保育事業者は、その保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう認定子ども園、幼稚園又は保育園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされております。

現在、町内に該当する事業者はありませんが、条例第42条第2項から第5項にかけまして、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定要件を満たせば連携施設確保の緩和を受けられるようになります。この緩和期間は条例施行の日から起算して10年を経過するまでの間に延長をされました。

また、こちらも現在該当する事業者はございませんが、条例第42条第8項に保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、居宅訪問型保育事業を行う者であって、町長が適当と認める者については、連携施設の確保を免除することができるようになりました。

その他、今回の一部改正にあわせて、細かな文言の改正も行っております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第28号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第28号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に

については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-
- | | |
|------------------|---|
| 日程第 19. 議案第 29 号 | 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 20. 議案第 30 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 21. 議案第 31 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 22. 議案第 32 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 23. 議案第 33 号 | 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 24. 議案第 34 号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 25. 議案第 35 号 | 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 26. 議案第 36 号 | 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 27. 議案第 37 号 | 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 28. 議案第 38 号 | 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 29. 議案第 39 号 | 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 30. 議案第 40 号 | 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について |

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 19 に入ります。日程第 19 から日程第 30 までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 19、議案第 29 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてから、日程第 30、議案第 40 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてまでの 12 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 29 号から議案第 40 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 29 号、佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 5,954 万 4,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 3,974 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 3 億 3,831 万 7,000 円増額し、普通交付税の総額を 52 億 2,831 万 7,000 円といたしてお

ります。

分担金及び負担金につきましては、5万5,000円の増額。

使用料及び手数料につきましても、12万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金1,721万5,000円の増額。プレミアム付商品券事業補助金の追加計上などによるものでございます。

県支出金につきましては、3,185万8,000円の増額。うち、県補助金は3,171万7,000円の増額、ひょうご地域創生交付金の増額が主なものでございます。県委託金は14万1,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、700万円の増額で、農業共済事業特別会計繰入金でございます。

繰越金につきましては、4,127万2,000円の増額で、平成30年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入1,573万9,000円の増額で、建物農機具共済推進協議会寄付金1,300万円が主なものでございます。この財源につきましては、農業共済事業特別会計繰入金700万円とあわせて、兵庫県農業共済組合佐用事務所を役場内に設置するための庁舎改築工事等に係る費用負担でございます。改築工事費につきましては、当補正にて、財産管理費で予算措置をいたしております。

町債につきましては、796万8,000円の増額でございます。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出についてのご説明をさせていただきます。

各款における人件費関係につきましては、人事異動に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては、同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費549万4,000円の増額は、人件費でございます。

総務費につきましては、1,268万6,000円の減額で、うち、総務管理費は989万1,000円の減額となっております。人件費の減額のほか、歳入で補正をいたしております農業共済事業特別会計繰入金などを財源として、兵庫県農業共済組合佐用事務所の庁舎改築工事費、車両購入費など2,000万円を追加計上いたしております。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費は、人件費のみの補正で、それぞれ79万1,000円の増額、365万1,000円の減額、6万5,000円の増額でございます。

民生費につきましては、1,901万3,000円の減額。うち、社会福祉費は1,600万9,000円の減額であります。高齢者福祉施設整備事業費においては、養護老人ホーム佐用朝霧園移転改築事業の完成時期が、令和2年度にずれ込むことにより、翌年度の支出となる、設計監理委託料、備品費を減額いたしております。児童福祉費は223万6,000円の増額で、三河保育園の閉園にともない、南光保育園に新たに配備する園児送迎車両の購入費用を追加計上いたしております。国民年金事務取扱費は524万円の減額で、人件費補正でございます。

衛生費につきましては、507万3,000円の増額。うち、保健衛生費は76万6,000円の減額、清掃費は583万9,000円の増額で、人件費と、特別会計繰出金の補正でございます。

農林水産業費につきましては、3,239万7,000円の増額です。うち、農業費は2,331万7,000円の増額で、自然観察村運営費におきましては、施設内の駐車場舗装、また、オートサイト区画の整備費を追加計上いたしております。林業費は908万円の増額で、人件費の補正でございます。

商工費につきましては、610万円の増額で、人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、5,481万7,000円の増額です。うち、土木管理費は1,083万1,000

円の増額で、人件費補正と急傾斜地崩壊対策事業負担金を増額いたしております。道路橋梁費は5,602万6,000円の増額で、橋梁長寿命化事業における工事請負金などを増額いたしております。下水道費と住宅費は、それぞれ787万9,000円、416万1,000円の減額で、特別会計繰出金と人件費でございます。

消防費につきましては、人件費の補正が主なもので、489万7,000円の増額です。

教育費につきましては、4,832万2,000円の増額であります。うち、教育総務費は、人件費が主なもので958万7,000円の増額であります。小学校費は3,149万4,000円の増額で、利神小学校と三河小学校閉校に伴う関連予算を追加計上しております。主なものといたしましては、閉校記念誌作成費用、閉校記念式典開催費用、制服等の購入費助成金などがございます。また、佐用小学校に新たに配備するスクールバス2台分の購入費も追加計上いたしております。中学校費、社会教育費、保健体育費は、人件費補正が主なもので、それぞれ、608万1,000円、85万3,000円、30万7,000円の増額でございます。

公債費につきましては、3億3,414万3,000円の増額でございます。このたびの歳入補正における、普通交付税の増額、前年度繰越金などを原資として、地方債の繰上償還の財源として、補正をいたしております。

次に、債務負担行為補正でございますが、第2表、債務負担行為補正により、説明をさせていただきます。

高齢者福祉施設整備事業は、佐用朝霧園の移転改築事業でございますが、完成時期が令和2年6月ごろとなるため、前回の6月補正におきまして、工事請負金3億円を設定させていただきましたが、このたびは、さらに施工監理委託料及び備品購入費についても、支出時期が、来年度となるため、相当分につきまして、限度額を増額をさせていただくものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第3表、地方債補正によりまして、説明をいたします。

まず、追加の義務教育施設整備事業でございますが、歳出の教育費で補正をさせていただいております、小学校統合に関連する佐用小学校のスクールバス2台分の購入費に関して、過疎債を追加計上いたしております。

変更となります道路長寿命化事業など、土木費の財源となる地方債でございますが、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定、また、地方債の組み替え等を行っております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第30号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億421万4,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金は、他会計繰入金215万3,000円の減額で、内訳は、職員給与費等繰入金が62万5,000円の増額、その他一般会計繰入金が277万8,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金284万8,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費は、62万5,000円の増額で、職員人件費でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金で、7万円の増額で、前年度の療養給付費等交付金の実績に基づく返還金でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,067 万 9,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金は、他会計繰入金 33 万 4,000 円の減額で、職員給与費等の繰入金でございます。

繰越金につきましては、平成 30 年度からの繰越金 121 万 9,000 円の増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費は、33 万 4,000 円の減額で、職員人件費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料負担金 103 万 5,000 円の増額でございます。

諸支出金は、18 万 4,000 円の増額で、前年度の国庫補助金の実績に基づく返還金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 32 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,740 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 1,364 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、4,362 万 2,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては、103 万 7,000 円の増額。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 4,258 万 5,000 円を増額計上いたしております。

繰越金につきましては、378 万円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、103 万 7,000 円の増額。総務管理費におきまして、人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

次に、保険給付費につきましては、介護予防サービス等諸費におきまして、2,094 万 2,000 円の増額でございますが、その同額を、介護サービス等諸費におきまして相殺減をいたしております。

地域支援事業費におきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金補助及び交付金におきまして、費目相互の予算の組み替えを行うものでございます。

諸支出金につきましては、4,636 万 5,000 円の増額でございます。償還金利子及び割引料につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算に伴う、国庫負担金などの返還金の追加計上でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 788 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,488 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 788 万円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして、788 万円の増額で、人事異動に伴う人件費の補正でございます。同じく、老人ホーム費の一般管理費におきまして、16 万 5,000 円の増額でございますが、その同額を運営費におきまして

相殺減をいたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 34 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 440 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,162 万 8,000 円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものは、平成 30 年度繰越金等の確定によるもの、また、人事異動に伴う人件費でございます。

それでは、まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 457 万 9,000 円の減額で、30 年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、898 万 5,000 円の増額で、同じく 30 年度決算による繰越金の追加でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきましては、440 万 6,000 円の増額で、人事異動に伴う人件費でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33 万 9,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 980 万 4,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直し、平成 30 年度繰越金等の確定及び建設改良に要する設計業務委託費、工事請負費及び物件移転補償費の見直しによるものでございます。

それでは、まず、歳入から説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 787 万 9,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、821 万 8,000 円の増額で、平成 30 年度決算による前年度繰越金の追加でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、33 万 9,000 円の増額でございます。その中身につきましては、管理費につきまして、人事異動に伴う人件費の見直しによる 13 万 6,000 円の増額でございます。事業費につきましては、人件費の見直しによる 20 万 3,000 円の増額と、本年度整備計画の見直しにより、設計業務委託、管渠築造工事費、水道移設補償費におきまして、費目相互の予算の組み替えを行うものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 57 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,315 万円に改めるものでございます。

今回の補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直しによるものと平成 30 年度繰越金等の確定によるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 215 万 4,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金として 272 万 8,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、57 万 4,000 円の増額でございます。その中身につきましては、管理費におきまして、57 万 4,000 円の増額で、人

事異動に伴う人件費と通信費の見直しを行ったものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和元年度西はりま天文台公園特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 839 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,256 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

繰入金は、198 万 2,000 円の増額で、人事異動に伴う人件費の増額によるものでございます。

繰越金は、151 万 1,000 円の増額で、前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

諸収入は、490 万円の増額で、兵庫県立大学からの天文台公園運営委託金でございます。

次に、歳出についての説明をさせていただきます。

教育費におきましては、763 万 8,000 円の増額でございます。内容につきましては、人事異動に伴う人件費が 198 万 2,000 円の増額、グループロジの修繕料 75 万 6,000 円の増額、天文台グラウンドの改修による天文台公園運営費の工事費が 490 万円の増額でございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴いまして、積立金 75 万 5,000 円を増額計上いたしましたものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 38 号、令和元年度佐用町朝陽ヶ丘荘（後で笹ヶ丘に訂正あり）特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 4,000 円を追加をして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,427 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

繰入金につきましては、20 万 4,000 円の増額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、20 万 4,000 円の増額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、人件費の見直しに伴う増額でございます。

以上、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明を終わります。

次に、議案第 39 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 700 万円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 9,678 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、収入からご説明をさせていただきます。

共済事業収益におきまして、700 万円の増額で、全額が営業外収益でございます。

次に支出でございますが、共済事業費用につきまして、700 万円の増額で、全額が営業費用でございます。

次に、その内容についての説明をさせていただきます。

業務勘定の支出におきまして、業務雑費に 700 万円を増額いたします。用途は来年 2 月に発足予定の兵庫県農業共済組合佐用事務所を役場庁舎内に確保するための庁舎改築工事等に係る費用を負担して、佐用町一般会計へ繰り出すものでございます。

収入では、これに見合う 700 万円を増額でございます。こちらは、農業共済特別会計内で積み立てておりました業務引当金の一部を取り崩しをして、財源として支出するものでございます。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、佐用町水道事業会計補正予算案について説明をいたします。

今回の補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の変更と、水管橋支障に伴う移設工事でございます。

その中身について、説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出において、収益的支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用におきましては、人事異動による人件費変更に伴い、25万6,000円増額し、第2項、営業外費用につきましては、水管橋移設工事に伴う補償金に対する消費税見込み分の費用分として、92万7,000円増額し、水道事業費の総額を2億6,363万8,000円に改めるものでございます。

次に、予算書4ページ、資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入、第3項、他会計負担金として、水管橋移設工事に伴う補償金1,000万円を増額して、資本的収入の総額を2億7,035万7,000円に改めるものでございます。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を853万2,000円増額し、資本的支出の総額を3億2,316万円に改めるもので、内容は人事異動による人件費差額の減額と、金屋橋水管橋支障移設工事による工事費の増額でございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上で、一般会計並びに各特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきますが、それぞれ慎重にご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） ここで暫時休憩をします。

午後00時14分 休憩

午後00時15分 再開

議長（山本幹雄君） 定例会を再開いたします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 提案説明の中で、私が間違っただ説明をしたようでございます。

笹ヶ丘荘の特別会計の補正予算につきまして、朝陽ヶ丘荘というような発言をしたということで、皆さん、既に全部ご承知いただいていると思う。間違っている内容につきましては、

議長（山本幹雄君） ちょっと、何て、違うとった。

町長（庵途典章君） 笹ヶ丘荘でしょう。笹ヶ丘荘に変えたらええんでしょう。

これは、当然、笹ヶ丘荘でございますので、訂正をさせていただきます。お願いします。

議長（山本幹雄君） ここでお諮りいたします。お昼が過ぎようとしておりますが、もう少しだけで、けじめをつけますので、このまま審議を継続したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま審議を継続いたします。

ただ今議題にしております議案第 29 号から議案第 40 号までにつきましては、9 月 17 日の本会議で、質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 35 分といたします。

午後 0 0 時 1 7 分 休憩

午後 0 1 時 3 5 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

-
- | | |
|------------------|---|
| 日程第 31. 認定第 1 号 | 平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 32. 認定第 2 号 | 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 33. 認定第 3 号 | 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 34. 認定第 4 号 | 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 35. 認定第 5 号 | 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 36. 認定第 6 号 | 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 37. 認定第 7 号 | 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 38. 認定第 8 号 | 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 39. 認定第 9 号 | 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 40. 認定第 10 号 | 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 41. 認定第 11 号 | 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 42. 認定第 12 号 | 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 43. 認定第 13 号 | 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 44. 認定第 14 号 | 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

て

日程第 45. 認定第 15 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 31 に入りますが、日程第 31 から日程第 45 までについては一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 31、認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 45、認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての 15 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平成 30 年度の一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、それぞれ、順次ご説明をさせていただきます。

非常に項目、たくさんの各会計、ちょっと時間がかかりますので、よろしく申し上げます。

また、読み間違い等があるかもしれません。その都度、また、ご指摘をいただければ、訂正をさせていただきます。ご容赦いただきたいと思います。

それでは、認定第 1 号から第 15 号までの平成 30 年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出をし、議会の認定を賜りたく存じますので、十分ご審議をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきましては、千円単位で申し上げたいと思います。

まず、決算書 74 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 128 億 5,256 万円、歳出総額が 127 億 5,294 万 3,000 円で、歳入歳出差引額 9,961 万 7,000 円となり、翌年度に繰り越すべき財源が 834 万 4,000 円でございますので、実質収支額は 9,127 万 3,000 円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 5,000 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款ごとの収入済額、及び、その歳入総額に対する割合額についてを、ご説明させていただきます。

町税は 21 億 8,164 万 5,000 円で 16.97 パーセントでございます。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付されたものでございます。

地方譲与税 1 億 3,608 万 3,000 円で 1.06 パーセント。

利子割交付金は、344 万 4,000 円で 0.03 パーセント。

配当割交付金は、1,029 万 9,000 円で 0.08 パーセント。

株式譲渡所得割交付金は、810 万 7,000 円で 0.06 パーセント、あまり細かいパーセント

は必要ないですね、もうやめますので。

地方消費税交付金は、3億1,361万8,000円で2.44パーセント。

ゴルフ場利用税交付金は、4,743万円で0.37パーセント。

自動車取得税交付金は、6,023万8,000円で0.47パーセントとなっております。

地方特例交付金は、629万円。

地方交付税は57億7,748万6,000円で44.95パーセントとなり、そのうち、特別交付税が5億9,620万円でございます。

交通安全対策特別交付金は、339万6,000円となっております。

分担金及び負担金は、7,386万5,000円で0.57パーセント。その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は、2億4,260万6,000円で1.89パーセントで、主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などがございます。

国庫支出金は、6億4,121万6,000円で4.99パーセント。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、社会資本整備総合交付金、災害復旧費補助金などを受け入れております。

県支出金は、8億2,295万7,000円で6.40パーセントで、主なものは、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などがございます。

財産収入は、7,739万5,000円で0.6パーセントとなり、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子などがございます。

寄附金は、2,352万円、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金は、3億6,018万6,000円で2.8パーセント、中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち、財政調整基金につきましては7,850万1,000円を繰り入れをいたしております。

繰越金は、5,498万2,000円、0.43パーセントで、うち、繰越明許費に係るものは2,318万9,000円でございます。

諸収入は、2億2,699万6,000円で1.77パーセントとなっております。

町債は、17億8,079万8,000円で13.86パーセント、その内訳は、臨時財政対策債3億5,699万8,000円、合併特例事業債3億7,370万円、過疎対策事業債9億120万円などとなっております。

次に、歳出でございますが、歳入と同様、款ごとの支出済額、及び、その歳出総額に対する割合についてのご説を申し上げます。

議会費は、1億1,755万5,000円で、歳出総額に占める割合は0.92パーセントでございます。

総務費は、14億9,752万7,000円で11.74パーセントでございます。総務管理費におきましては、庁舎管理などを行う財産管理、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、29億280万9,000円で22.76パーセントになります。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、障害者福祉サービス事業などがございます。児童福祉費におきましては、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、10億7,174万5,000円で8.40パーセントでございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、に

しはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は、8億6,839万8,000円で6.81パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は、1億5,008万9,000円で1.18パーセントでございます。主な事業といたしまして、町商工会助成金、町観光協会補助金、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、13億7,557万3,000円で10.79パーセントとなっております。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施し、道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5億8,753万7,000円で4.61パーセントでございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は、10億22万円で7.84パーセントとなっております。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業を実施をいたしました。社会教育費におきましては、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施をいたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営などが主なものでございます。

災害復旧費は、3億5,746万8,000円、2.80パーセントで、平成30年7月豪雨による農地や町道の災害復旧事業費でございます。

公債費は、25億1,940万7,000円、19.76パーセントでございますが、うち、11億9,227万1,000円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還をしたものでございます。

諸支出金は、3億461万4,000円で2.39パーセント、公営企業費及び基金費でございます。

以上が、一般会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,304万2,982円、歳出総額7,304万円で、差し引き2,982円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書75ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書13ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

財産収入が3,148万2,000円で、うち、出資配当金が2,000万円、町有地である、発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

諸収入は、4,155万8,125円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございますが、15ページをご覧ください。

諸支出金といたしまして、一般会計への繰り出し金が7,304万円となっております。

以上、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 21 億 6,134 万 9,477 円、歳出総額 21 億 2,742 万 7,862 円となり、差し引き額 3,392 万 1,615 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 76 ページをご覧くださいと思います。

なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金額を 3,107 万 2,000 円といたしております。

91 ページ、財産に関する調書の、国保準備基金は、前年度末の現在高 5,498 万 5,421 円、決算年度中の増減高は 2,812 万 6 円の増額で、平成 30 年度末現在高は 8,310 万 5,427 円でございます。

次に、決算書 17 ページ、まず、歳入から説明させていただきます。

国民健康保険税は 3 億 6,582 万 5,521 円でございます。

使用料及び手数料、督促手数料として 14 万 1,300 円でございます。

県支出金は、15 億 9,527 万 1,971 円で、内訳は、保険給付に要する費用に係る普通交付金が 15 億 1,115 万 8,971 円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が 8,411 万 3,000 円でございます。

財産収入は、12 万 6 円で、基金の預金利子でございます。

繰入金は、1 億 9,074 万 8,211 円で、内訳は、他会計繰入金が 1 億 6,074 万 8,211 円、基金繰入金 3,000 万円でございます。

繰越金は、520 万 6,615 円でございます。

諸収入は、403 万 5,853 円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が 206 万 9,886 円、受託事業収入が 36 万 8,578 円、雑入が 159 万 7,389 円でございます。

続いて、決算書 21 ページからの歳出についての説明をいたします。

総務費、3,183 万 416 円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が 2,996 万 7,636 円、賦課徴収事務に係る徴税費が 164 万 3,332 円、運営協議会費が 21 万 9,448 円でございます。

保険給付費は、14 億 7,836 万 3,625 円で、内訳は、療養諸費が 12 億 7,499 万 6,064 円、高額療養費が 1 億 9,804 万 1,721 円、出産育児諸費が 362 万 5,840 円、葬祭諸費が 170 万円でございます。

国民健康保険事業費納付金は、5 億 2,657 万 8,027 円で、内訳は、療養給付費分 3 億 7,698 万 2,008 円、後期高齢者支援金等分 1 億 1,049 万 4,973 円、介護納付金分 3,910 万 1,046 円でございます。

保健事業費は 771 万 1,810 円で、内訳は、特定健康診査等事業費が 661 万 1,153 円、保健事業費が 110 万 657 円でございます。

基金積立金は、2,812 万 6 円で、国保準備基金積立 2,800 万円、預金利子 12 万 6 円でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金として 5,482 万 3,978 円で、前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金と、過年度の保険税還付による返還金が主なものとなっております。

以上、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 30 年度 佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 3 億 87 万 6,235 円、歳出総額 2 億 9,630 万 6,274 円、差し引き額 456 万 9,961 円となっております。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 25 ページの歳入から説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料は、1 億 9,493 万 5,681 円。

使用料及び手数料は、督促手数料として1万4,100円でございます。

県広域連合支出金は、198万8,365円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

国庫支出金は、222万4,000円で、システム改修に係る補助金でございます。

繰入金は、9,618万2,181円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は、409万6,483円でございます。

諸収入は143万5,425円で、償還金及び還付加算金でございます。

続いて、決算書27ページからの歳出について、説明をさせていただきます。

総務費は、1,020万7,239円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、207万129円で、後期高齢者の健診等に係る事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億8,250万5,856円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、152万3,050円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第5号、平成30年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額26億3,388万9,537円、歳出総額26億3,010万8,322円、歳入歳出差引残額378万1,215円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書、まず、29ページの歳入よりご説明を申し上げます。

保険料は、5億2,069万5,455円で、第1号被保険者保険料でございます。

分担金及び負担金は、負担金におきまして1万900円。認定審査会受託負担金でございます。

使用料及び手数料は、手数料におきまして3万9,300円。督促手数料でございます。

国庫支出金は、6億6,768万5,084円で、うち、国庫負担金におきまして、4億3,393万231円、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億3,375万4,853円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金は、6億3,865万7,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、3億6,251万7,000円で、うち、県負担金におきまして3億4,797万2,000円で、介護給付費負担金。県補助金におきましては1,454万5,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入は、1万9,999円で、介護保険給付費準備基金の預金利子となっております。

繰入金は、4億3,627万7,684円で、うち、一般会計繰入金におきましては3億8,917万9,684円。基金繰入金におきましては4,709万8,000円、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

繰越金は、364万9,010円で、前年度繰越金。

諸収入は、433万8,105円で、第三者納付金、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室の実費徴収金でございます。

次に、33ページ、歳出をご説明を申し上げます。

総務費は、1億1,195万6,202円でございます。うち、総務管理費におきましては9,985万8,650円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費でございます。介護認定審査会費におきましては1,118万5,052円っており、主なものは、主治医

意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬でございます。運営協議会費におきましては 13 万 4,900 円。地域支援事業費におきましては 77 万 7,600 円でございます。

保険給付費は、22 億 9,431 万 2,883 円でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては 20 億 8,584 万 9,156 円で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス等諸費におきましては 5,240 万 687 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費におきましては 175 万 1,490 円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては 4,159 万 9,614 円となっておりまして、特定入所者介護サービス等費におきましては 1 億 497 万 9,517 円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては 773 万 2,419 円でございます。

地域支援事業費は、6,522 万 6,699 円となっております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては 3,825 万 2,525 円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費でございます。一般介護予防事業費におきましては 430 万 2,216 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業を推進をいたしております。包括的支援事業費におきましては 704 万 2,486 円で、地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーターの設置に係る委託経費でございます。任意事業費におきましては 1,550 万 8,242 円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主なものでございます。その他諸費におきましては 12 万 1,230 円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金 1 億 783 万 9,999 円でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金 5,077 万 2,539 円でございます。第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出ともに 393 万 8,300 円でございます。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

まず、歳入より説明をさせていただきます。

サービス収入は、393 万 8,300 円でございます。うち、予防給付費収入につきましては 246 万 8,800 円で、居宅支援サービス計画費収入の従来分でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては 146 万 9,500 円、総合事業に係る計画費収入でございます。

次に、39 ページ、歳出でございますが、サービス事業費は、9 万 7,600 円で、居宅サービス事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費でございます。

諸支出金は、一般会計への繰出金 384 万 700 円でございます。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 6 号、平成 30 年度 佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出ともに 1 億 864 万 8,725 円でございます。

実質収支につきましては、決算書 80 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 41 ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

事業収入は、8,680 万 5,069 円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担するものでございます。

使用料及び手数料は、1 万 140 円で、行政財産使用料でございます。

寄附金は、2 万 5,000 円で、一般寄附金であります。

繰入金は、2,166 万 1,182 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、14万7,334円で、内訳は、受託事業収入が4万9,530円、雑入が9万7,804円でございます。

続きまして、43ページ、歳出の説明を申し上げます。

民生費は、1億864万8,725円で、老人ホーム費といたしまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費を計上いたしております。

予備費につきましては、支出はございません。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第7号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成30年度末の給水人口は1万2,781人、給水栓数は5,274栓で、前年度に比べ277人、19栓の減となっております。

30年度の配水量は208万6,550立米で前年度より2万5,462立米の増、有収率は83.01パーセントとなっております。

決算額は、歳入総額6億2,511万5,546円、歳出総額5億8,034万1,477円となり、差し引き額4,477万4,069円となっております。

なお、この差引額のうち、3,575万5,715円については、平成31年4月1日から奥海簡易水道事業を水道事業へ統合したことに伴い、地方公営企業法施行令第7条の規定により水道事業会計へ引き継いでおります。

実質収支につきましては、決算書81ページの実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書45ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、589万1,493円で、内容は、新規加入といたしまして13ミリ12件、20ミリ1件の合計13件の加入金でございます。

使用料及び手数料は、使用料として3億6,324万2,482円で、うち、現年度使用料の収納率99.13パーセント。手数料は給水工事検査手数料など合計187件等でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子76万4,295円。

繰入金といたしまして、建設改良費等に充当するため、一般会計より9,860万4,300円、基金繰入金43万5,237円を繰り入れをいたしております。

繰越金は、1,288万4,019円でございます。

諸収入は、消費税還付金及び還付加算金等で1,313万120円でございます。

町債は、簡易水道事業債1億2,970万円となっております。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費は、3億6,138万9,270円で、うち、管理費は2億4,509万6,714円で、内訳といたしまして人件費、関係機関への負担金、消費税等、一般管理費が4,381万9,814円。基金費については、積立金で76万4,295円、現場管理費につきましては、施設の維持管理経費として、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入のための原材料費等で2億51万2,605円でございます。建設改良費は1億1,629万2,556円で、主な内容は、水道管更新工事でございます。また、水道施設通信設備改良工事の工事費1億7,093万2,000円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

公債費は、起債償還元金及び利子で2億1,895万2,207円でございます。

以上、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わります。

次に、認定第8号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額8億7,750万3,956円、歳出総額8億6,835万9,470円、差し引き額914万4,486円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 82 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 49 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、370 万円で、事業加入負担金等 12 件分でございます。

使用料及び手数料は、2 億 2,870 万 6,160 円で使用料は、平成 30 年 3 月 31 日水谷クリーンセンターと本位田クリーンセンターの統合により平成 29 年度より 2,588 万 5,153 円増額いたしております。現年度分の使用料収納率 98.93 パーセント、排水工事店指定手数料 3 件分でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 1 億 1,899 万円で、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で 4 億 1,511 万 8,000 円でございます。

繰越金は、前年度繰越金 1,258 万 9,796 円でございます。

町債は、9,840 万円で公共下水道事業債でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費は、4 億 4,907 万 142 円で、管理費 1 億 8,763 万 2,342 円のうち、一般管理費では、人件費、各種協議会負担金、消費税等で 4,359 万 4,697 円。現場管理費では、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費等で 1 億 4,403 万 7,645 円。次に、事業費の建設改良費では、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合に伴う管渠築造工事及び長寿命化計画による三日月浄化センター改築工事等で 2 億 6,143 万 7,800 円でございます。

公債費につきましては、4 億 1,928 万 9,328 円で、下水道事業債の償還元金及び利子となっております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額 4 億 546 万 595 円、歳出総額 4 億 273 万 1,559 円、差し引き額 272 万 9,036 円となっております。

実質収支につきましては、決算書、実施収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 53 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、22 万 5,000 円で、事業加入負担金 1 件分でございます。

使用料及び手数料は、9,034 万 8,118 円で、農業集落排水施設使用料については、平成 30 年 3 月 31 日水谷クリーンセンターと本位田クリーンセンターの廃止により平成 29 年度より 2,703 万 2,645 円減額いたしております。合併浄化槽の現年度使用料の収納率 99 パーセント、農業集落排水施設の現年度収納率は 99.10 パーセントでございます。

繰入金につきましては、一般会計より 3 億 1,291 万 3,000 円を繰り入れをいたしております。

繰越金は、127 万 3,677 円でございます。

諸収入では、70 万 800 円で浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費は、1 億 8,049 万 3,175 円で、うち、浄化槽管理費では、ブローアの修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等で 1 億 2,359 万 7,010 円。農業集落排水施設管理費は 5,689 万 6,165 円で、人件費、関係機関への負担金等の一般管理費は 1,846 万 605 円となっております。次に、現場管理経費といたしまして、各浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等で 3,843 万 5,560 円でございます。

公債費につきましては、2 億 2,223 万 8,384 円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 430 万 7,702 円、歳出総額 1 億 279 万 5,353 円、差し引き額 151 万 2,349 円となっております。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 57 ページ、まず、歳入から説明させていただきます。

使用料及び手数料は 639 万 650 円、財産収入は 8 万 1,944 円、基金の利子でございます。

繰入金は 1,604 万 7,000 円、繰越金は 104 万 882 円、諸収入は 8,074 万 7,226 円で、主なものは天文台公園運営委託金とロッジ利用料などがございます。

次に、歳出でございますが、教育費は 1 億 219 万 3,409 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は 60 万 1,944 円で、基金費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 11 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算につきまして、提案のご説明を申し上げます

歳入総額、歳出総額とも 1 億 1,507 万 9,885 円でございます。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 61 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は、8,479 万 5,818 円。

繰入金、3,025 万 9,977 円。

諸収入は、2 万 4,090 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 1,507 万 9,885 円で、その主なものは、人件費、賃金、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でございます。

平成 30 年度の施設利用客数は、宿泊者 7,990 人、休憩ゼロ、食事 2 万 414 人、入浴 5,272 人、会議 535 人、合計 3 万 4,211 人で、利用者全体では、前年と比較して 27 人の減となっておりますが、宿泊者数は 259 人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額 904 万 7,588 円、歳出総額 866 万 5,559 円、差し引き額 38 万 2,029 円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 66 ページ、まず、歳入より説明をいたします。

財産収入は、855 万 8,189 円で、基金預金利子 13 万 8,189 円と広山団地 1 区画、さよひめ団地 1 区画の売払代金 842 万円でございます。

繰入金は、基金繰入金 1 万 2,773 円。

繰越金は、前年度繰越金 47 万 6,626 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 865 万 2,786 円で、内訳といたしまして、分譲地のチラシ代、草刈り管理費などが 9 万 4,597 円、基金積立金が 855 万 8,189 円でございます。

なお、2 区画の売却によりまして、平成 30 年度末で残る分譲地は、広山団地 1 区画、下徳久 1 区画、茶屋 2 区画の計 4 区画となっております。今後も引き続き宅地分譲を進め、町への定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 13 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

歳入総額 449 万 9,582 円、歳出総額 5,710 円、差し引き額 449 万 3,872 円となっております。

次に、決算書 69 ページ、まず、歳入より説明をいたします。

平成 30 年度の財産収入はございません。

繰越金は 449 万 4,197 円。

諸収入の町預金利子は 5,385 円となっております。

次に、歳出でございますが、71 ページ、歳出につきましては、総務費が 5,710 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

なお、平成 30 年度の事業概要についてでございますが、5 月の連日の降雨、6 月は空梅雨、7 月になるといきなりの豪雨で、町内の農業用施設を中心に大きな被害を受けました。

7 月、8 月の異常な高温と 9 月の長雨ということで、農業にとっては受難の年となったわけでありまして。

水稻では、山間部での獣害被害が集中した地域があり、その被害が増加をいたしました。また、7 月中旬から 8 月までの猛暑により、干害なども発生をした半面、9 月の長雨により、穂発芽が多発をいたしました。

麦につきましては、生育期の雨により、湿潤害が発生をいたしましたがおおむね良好でございました。

家畜では、引受数、死廃事故、病傷事故ともに件数は微増となっておりますが、牛の市場価値の高騰が、共済金額の上昇に影響をしているものと思われまして。

大豆は、前年並みの引受面積で、播種期の少雨高温の天候不順によりまして、適期播種ができなかったことなどによりまして、加入農家の半数に被害が発生をしたところでございます。

園芸施設では、台風により 1 件 1 棟、被覆ビニールが破れる被害が発生をいたしました。

事業別の引受状況につきましては、水稻共済 1,193 戸 726.6 ヘクタール。麦共済 10 戸 27.3 ヘクタール。家畜共済 18 戸 2,646 頭。畑作物共済 22 戸 68.5 ヘクタール。園芸施設共済 13 戸 38 棟で、共済金額は総額 13 億 251 万 2,000 円でございます。

また、共済被害につきましては、水稻共済 38 戸、被害面積 9.8 ヘクタール、共済金 241 万 8,000 円。麦共済 3 戸、共済金 126 万 3,000 円。家畜共済、死廃 143 頭、共済金 3,012 万円、病傷 910 頭、共済金 1,227 万 5,000 円。畑作物共済 11 戸、共済金 65 万 7,000 円。園芸施設共済 1 戸、1 棟、共済金 2 万 5,000 円であり、総額 4,675 万 8,000 円の共済金を支払いをいたしております。

次に、決算額は 5 勘定合計で収入総額 1 億 457 万 9,499 円、支出総額 1 億 430 万 225 円となっております。

まず、収入より説明をさせていただきます。共済事業収益の内訳は、営業収益 9,682 万 9,847 円、営業外収益 774 万 9,652 円、特別利益はございませんでした。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用 1 億 373 万 2,829 円、営業外費用 56 万 7,396 円、特別損失はございませんでした。この結果、当期剰余金の合計は 27 万 9,274 円となりました。

本年度の剰余金処分は、家畜共済勘定の 25 万 1,057 円は、法定積立金へ 12 万 5,529 円、特別積立金へ 12 万 5,528 円。畑作物共済勘定の 7,282 円は、法定積立金、特別積立金へそ

れぞれ 3,641 円を積み立てます。園芸施設共済勘定の 2 万 935 円は、法定積立金へ 1 万 468 円、特別積立金へ 1 万 467 円、それぞれ積み立てをする予定となっております。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 30 年度の業務量は、年度末給水人口 3,858 人で、前期より 61 人の減少、給水栓数は 1,733 栓で、32 栓の増となっております。

今期の配水量は、63 万 7,960 立米で前期より 3 万 4,840 立米の減、有収水量は、53 万 5,790 立米で 4,112 立米の増、有収率は 84 パーセントとなっており、その主な要因としては平成 29 年度が、寒波による漏水が多発したことにより配水量が多かったものと考えております。

次に、決算書 1 ページをご覧ください。財政状況についての、まず、説明をいたします。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 2 億 1,948 万 2,612 円で、前年度に比べて 2,182 万 2,099 円の増収となっております。その主なものは、災害復旧債の元金分の一般会計補助金の増でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 2 億 4,545 万 2,458 円で、前年度に比べて 3,369 万 4,127 円の増額となっております。その主なものは、資産減耗費によるものでございます。

次に、3 ページ資本的収入では、第 1 款、資本的収入 1,468 万 3,349 円で、その主なものは一般会計出資金でございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出 7,092 万 4,809 円で、その主なものは、双観橋水管橋架替詳細設計業務、送水等ポンプ更新工事と企業債償還金でございます。

次に、5 ページ損益計算書では、営業収益 1 億 142 万 3,921 円に対しまして、営業費用は 2 億 2,540 万 5,363 円で、営業損失は 1 億 2,398 万 1,442 円となり、一方、営業外収益は 9,377 万 4,290 円に対して、営業外費用は 1,295 万 4,600 円となっております。よって差し引き経常損失は 4,316 万 1,752 円となり、その他特別利益 1,623 万 5,392 円と特別損失 3,838 円を加え、当年度の純損失は 2,693 万 198 円となり、前年度繰越欠損金 3 億 1,926 万 2,462 円を加えて、3 億 4,619 万 2,660 円が当年度未処理欠損金となりまして、7 ページ欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 30 年度の一般会計及び 14 の特別会計の歳入歳出決算の説明を、それぞれ終わらせていただきます。

それぞれ、慎重にご審議をいただき、認定をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 認定第 1 号から認定第 15 号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号から認定第 15 号までにつきましては、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第15号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

日程第46. 決算審査報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第46に入ります。決算審査報告についてであります。提案されました認定第1号から認定第15号までにつきましては、監査委員による決算審査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。代表監査委員、樫本忠美君。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 代表監査委員の樫本でございます。

決算審査の報告に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々には、地方交付税の合併算定替えの特例措置の終了により、本来の増加額が減少し、また、人口減少、少子高齢化、今後の大きな課題である公共施設等インフラの老朽化への対応など、町民の福祉向上と、安全・安心のまちづくりのために、それぞれの分野で、町民全体の奉仕者として献身的に取り組まれておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、平成30年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和元年8月2日及び、5日から7日の4日間、また、公営企業会計は、6月25日に審査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告します。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、また、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべく審査手続により実施をいたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であることを認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを、審査のまとめとして25ページ、26ページに記述しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、第1点目は、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。

人口減少・少子高齢化・公共施設等の老朽化への対応など、多くの課題が山積する中、地方交付税などの依存財源が7割を占める本町において、その主となる地方交付税も漸減傾向にあり、今後においても事務事業内容の精査と経常経費の削減への努力は必須であります。

そうしたことを踏まえ、将来を見据えた有利な起債の借り入れや繰り上げ償還の実質的

な実施などにより、町財政の後年度負担の軽減は順調に推移しておりますことを、評価いたします。

しかしながら、人口減少等による町税収入の減少と高齢化による扶助費の増加など、町の財政状況はより厳しさを増すことは明白であります。住民のための組織として、行政課題への各部署間の横断的な対応と、住民の視点に立った、より効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指し、補助金等の交付団体を含めた事務事業の徹底的な精査と不断の見直しをお願いします。

2点目は、子育て・教育環境の充実と文化財の保存・活用についてであります。

将来の佐用町を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実については、各教室の空調設備等の整備など教育環境づくりが実施されております。子育て支援においては、国・県の支援制度に加え、予防接種への補助や医療費の無料化、第2子以降の保育料の無料化や小中学校の副教材費用相当額の支援など、自主財源である太陽光発電の売電収益を活用する町独自の取り組みについての継続について、徐々に成果として表れてくるものと期待しております。

また、文化財の保存・活用の取り組みについてであります。利神城跡の国指定を機に、『佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト』事業として、歴史的資源の保存と活用に取り組みされていることを評価いたしますとともに、それぞれ町内の歴史文化の遺産を活用した、観光などの交流人口の増加による地域の活性化、地域経済の振興につながるように、さらなる積極的な取り組みを期待します。

3点目は、公共施設の適正な管理と支援についてであります。

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度が導入されて15年が経過いたしました。

本町においても、多くの施設が指定管理者制度により管理・運営されていますが、長年を経過する中で、地域の高齢化、後継者不足や施設の老朽化などにより、年々、その管理・運営が難しくなりつつあります。

今後は、指定管理者制度の趣旨に照らし、当該施設の役割のあり方を踏まえ、類似施設の集約・統合も含め再構築を検討いただきたいということ。

また、町直営の宿泊等施設においても、スポーツ合宿等の誘致に積極的に取り組み、施設稼働率の向上に努力をされておりますが、土日や学校の長期休み期間中以外の稼働率が伸びず、施設運営に苦慮されています。

今後は、周辺施設等の利活用と平日の稼働率向上に向けた取り組みの検討も含め、住民の要請と経営収支に見合った施設管理の運営体制の構築を望みます。

4点目は、保育園・小学校等の統合による閉校後の施設・跡地活用についてであります。

保育園や小学校の統廃合により、一部を除き多くの施設や跡地が、町有財産の無償貸付けにより法人や民間事業者などが有効に活用され、住民の雇用や地域のにぎわいなど、新たな取り組みへの期待が生まれつつあります。しかし、体育館等の住民利用施設においては、施設の老朽化など管理・運営の問題が発生をしております。

今後は、公共施設配置等最適化計画による施設の効率的な配置と、跡地施設管理団体等の設立も含め、管理・運営の効率化を進めていただきたい。

5点目は、安心・安全のまちづくりについてであります。

地球温暖化による異常気象による、いつ・どこで・豪雨が発生するか予測しがたい現状であり、毎年、各地で水害や土砂災害が発生し、多くの人的・物的被害をもたらされています。

本町においても、国・兵庫県をはじめ、関係機関・関係者の尽力により、平成21年台風

第9号災害復旧事業が完了し、降雨時の安堵感は違うものの、山林・農地などの荒廃による土砂災害や山崎断層による地震災害への備えなど、自助・共助・公助への取り組みを一層強化され、安心・安全なまちづくりの推進をお願いしたい。

最後に、阪神淡路大震災や東日本大震災など、大くの災害が多発した平成。平成17年に合併した我が町も、平成21年の台風第9号災害で人的な被害を受け大水害を経験した平成も終わり、新しい令和がよき時代であることを願い、厳しい行財政運営が想定される中、議会及び行政の皆様による安定した行財政の運営がなされ、住んでよかったと思える町づくりに向けて、さらなるご努力を期待して、平成30年度の決算審査の意見とさせていただきます。

終わります。

議長（山本幹雄君） 代表監査委員の決算審査報告は、終わりました。
どうも、御苦労さまでした。

日程第47. 同意第1号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第47に入ります。
同意第1号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町公平委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。
現在の任期が本年の12月4日を以て満了となるために、引き続き、溝端雅孝さんを公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
なお、任期は令和元年12月5日から令和5年12月4日までの4年間でございます。
ご審議いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決といたします。
この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第1号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第1号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第48. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第48、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成30年度佐用町一般会計、12特別会計及び2事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第49. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第49に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長、金谷英志君。副委員長、小林裕和君。以上の両君が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

よろしくお願いいたします。

日程第50. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第50、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩いたします。

午後02時56分 休憩

午後02時57分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日9月3日から9日まで本会議を休会したいと思います
ますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
なお、次の本会議は9月10日、火曜日午前10時から再開し、一般質問を行いますので、
ご承知くださるようお願いいたします。
最後に、決算特別委員会、金谷英志委員長から、挨拶をお願いいたします。

決算特別委員長（金谷英志君） 自席から失礼いたします。
明日、明後日と決算特別委員会、皆さん、初めてではないので、決算としたら、もう済
んだことだということが言われますけれども、来年、次の年度の予算にも関係してきます
ので、どういうふうに執行されたか、しっかり審議していただきたいと思います。
当局のほうも、それに対する答弁も、回答もよろしくをお願いいたします。
よろしくをお願いいたします。

議長（山本幹雄君） それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後02時59分 散会
